

大阪府クリーニング師試験委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府クリーニング師試験委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(設置並びに構成委員)

第2条 クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験（以下、「クリーニング師試験」という）の実施に関し、試験運営、試験問題及び合否判定等を検討及び協議するため、大阪府クリーニング師試験委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、大阪府クリーニング師試験委員規則に基づき知事に任命された者で構成する。

3 構成委員は、1号委員並びに2号委員を事務局が選任し、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 1号委員 次条に規定する事務

(2) 2号委員 1号委員に事故が生じた場合における、前号の事務の代理

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 大阪府クリーニング師試験の実施に関すること。

(2) 大阪府クリーニング師試験の審査及び監督に関すること。

(3) 大阪府クリーニング師試験の結果及び合格基準の決定に関すること。

(委員の招集)

第4条 事務局は、次に掲げる場合において委員を招集する。

(1) 大阪府クリーニング師試験の実施要領、試験問題作成及び試験運営に係る事項の決定。

(2) 大阪府クリーニング師試験の技能試験の審査及び鑑別試験の監督。

(3) 大阪府クリーニング師試験の結果協議及び合格基準の決定。

2 会議は、非公開とする。

3 会議は、構成委員5人以上の出席がなければ、開催することができない。

4 事務局は、必要と認めた場合において、2号委員のうち必要な委員を招集することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康医療部生活衛生室環境衛生課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務局で定める。

附則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。